

生産緑地地区とは…



生産緑地法に基づき定める地域地区

生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として定める。

【都市計画運用指針（令和2年6月）】

生産緑地地区の位置付け

市街化区域内の農地

宅地化する農地

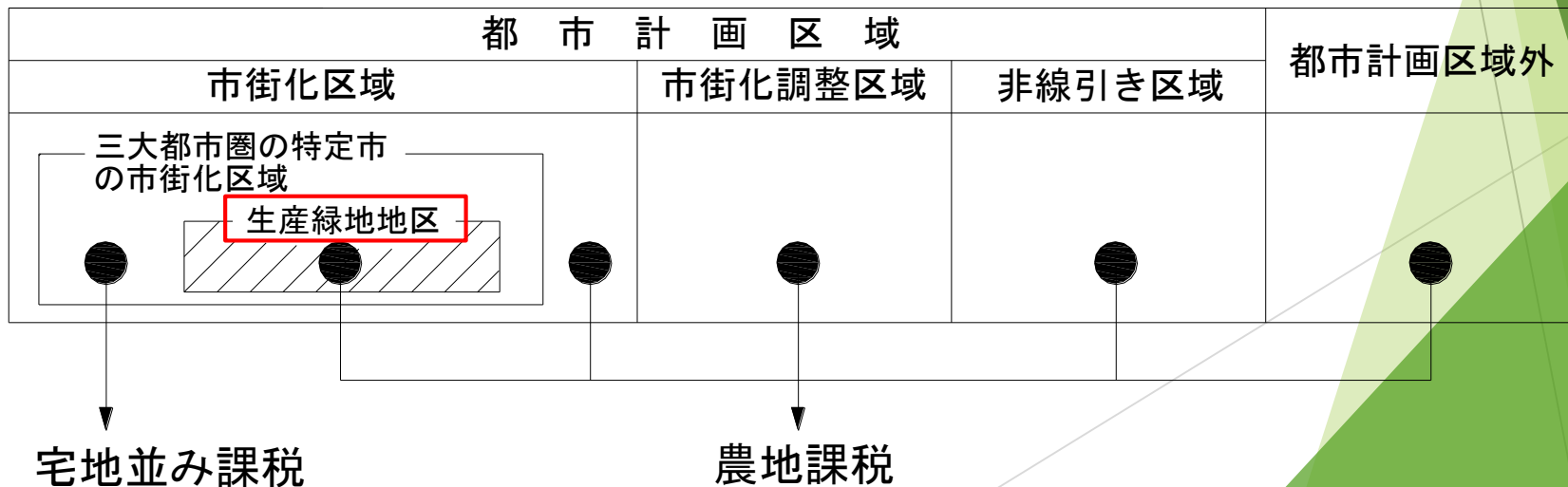
宅地並み課税

保全する農地

農地課税

生産緑地地区の指定

農地の固定資産税



都市農地の位置付け

平成28年5月13日

都市農業振興基本法(平成27年4月)に基づき、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画

「都市農業振興基本計画」 閣議決定



都市農地の位置付け

「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地を保全する。

「都市緑地法等の一部を改正する法律」の公布

【生産緑地法の主な改正内容】

■ 指定面積の下限値引下げ

⇒ 平成29年10月条例制定

(一団性要件 500m²→300m²に引下げ)

■ 行為制限の緩和（設置可能な建築物）

⇒ 農産物等加工所や直売所、農家レストランを追加

■ 特定生産緑地制度の創設

⇒ 平成30年4月に施行